

重要文化的景観選定申出

「京都岡崎の文化的景観」

選定申出書

京 都 市

重要文化的景観選定申出書

1. 文化的景観の名称 京都岡崎の文化的景観（きょうとおかぎきのぶんかてきけいかん）

2. 文化的景観の種類

- 選定基準 一 （五）ため池・水路・港など水の利用に関する景観地
（七）道・広場など流通・往来に関する景観地
（八）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
二 前項各号に掲げるものが複合した景観地

3. 文化的景観の所在地及び面積

所在地：

京都市左京区しょうごいんひがしじりょうちょう聖護院東寺領町（一部）、しょうごいんれんげぞうちょう聖護院蓮華蔵町（一部）、
しょうごいんえんとんびちょう聖護院円頓美町（一部）、おかぎきとくせいちょう岡崎徳成町（一部）、
おかぎきいりえちょう岡崎入江町（一部）、おかぎきたごしちょう岡崎北御所町（一部）、
おかぎにしんのうちょう岡崎西天王町（一部）、おかぎさいしやうじちょう岡崎最勝寺町（一部）、
おかぎきみなみごしちょう岡崎南御所町（一部）、おかぎせいしやうじちょう岡崎成勝寺町（一部）、
おかぎきえんしやうじちょう岡崎円勝寺町（一部）、おかぎきほしやうじちょう岡崎法勝寺町（全域）
なんぜんじくさかわちやう南禅寺草川町（全域）、なんぜんじきたのぼうちやう南禅寺北ノ坊町（一部）、
なんぜんじしもかわらちやう南禅寺下河原町（一部）、なんぜんじふくちやう南禅寺福地町（一部）、
なんぜんじふるやまちやう南禅寺風呂山町（一部）、ししがたにみやのまえちやう鹿ヶ谷宮ノ前町（一部）、
ししがたにしもみやのまえちやう鹿ヶ谷下宮ノ前町（一部）、ししがたにやくおうじやまちやう鹿ヶ谷若王子山町（一部）、
にやくおうじちやう若王子町（一部）、えいかんどうちやう永観堂町（一部）、えいかんどうにしまち永観堂西町（一部）、
あわたぐちとりちやう粟田口鳥居町（一部）、あわたぐちだいにちやまちやう粟田口大日山町（一部）、
あわたぐちやましたちやう粟田口山下町（一部）、しもつみちやう下堤町（一部）、しんいけすちやう新池洲町（一部）、
なかがわちやう中川町（一部）、あきつきちやう秋築町（一部）
せきせんいんちやう東山区石泉院町（一部）、おおいでちやう大井手町（一部）、ほりいけちやう堀池町（一部）、
ごけんちやう五軒町（一部）、じやうほうじちやう定法寺町（一部）、ゆのきちやう柚之木町（一部）、
にしこものざちやう西小物座町（一部）、ひがしこものざちやう東小物座町（一部）
ひのおかいっさいきやうだにちやう山科区日ノ岡一切経谷町飛地（一部）、ひのおかえびすたにちやう日ノ岡夷谷町（一部）

面積： 112.5ha

4. 文化的景観の保存状況

(1) 京都市の概要

京都府南部に位置する京都市は、山科盆地と京都盆地を中心に、北は丹波高原に連なる北山、東は比叡山、東山と醍醐山地、西は老ノ坂^{おいのきか}山脈などにまたがった地に展開する。水系の上では、市域はすべて琵琶湖・淀川水系に包摂される。市中心部については、東―北―西の三方を山に囲まれ南側のみ開かれた地形であることから、高野川、鴨川、堀川等、市中心部を流れる河川は全て、南に向かって流れ、宇治川に合流する。面積は827.9平方キロメートル、人口は149万人（平成26年8月推計人口）。

京都市の旧市街地は、今もなお、平安京以来の碁盤目状の都市構造を特徴としているものの、京都盆地という自然条件の中で、幾多の変遷を経てきた。

延暦13(794)年の建都以来、左京に偏重していた都市域は、10世紀には北と南で独自の展開をみせ、北部では「上京」が、南部では「下京」が形成されていく。また貴族の別荘や寺院群が、11世紀後期から京域外の白河や鳥羽などで形成されていく。京都を戦場とした応仁・文明の乱(1467～77年)をとおして、京都は上京と下京という二つの町に凝縮する。近世初期の京都大改造により、近世都市としての整備がなされ、産業、文化、観光の成熟した都市として確立していく。明治に入り、東京遷都による衰退の危機感は、近代化への大きなバネとなり、琵琶湖疏水の開削と上水道の敷設等の都市基盤整備が進められる。岡崎の地は、まさにそうした事業が展開した空間であった。

京都の歴史を通覧すれば、上記のような都市域の伸縮があるものの、それを取り巻く豊かな自然、またそこで営まれてきた農山村が、都市部での消費財や原材料の供給地、また様々な文化の受容・支援の場として存在し、豊かな都鄙関係を構築し続けてきたのである。

(2) 選定申出地区

地形や水系、土地利用、生活生業等の特性に即した領域的な3つのまとまり（景観単位）を「京都岡崎の文化的景観」として国の重要文化的景観への選定を目指す。

①南禅寺・別邸群エリア

南禅寺・別邸群エリアは東山の山裾に位置し、南禅寺及び周辺の別邸群、疏水園池等を主とした地域である。中世の南禅寺建立、また近代の別邸群や疏水園池の形成などの歴史の積み重なりの中、調査対象地域の中でも極めて豊かな水環境や動植物の生息環境が保たれてきた場所である。現在でもそうした完成度の高い空間が残る地域として理解される。

②岡崎公園エリア

岡崎公園エリアは第4回内国勸業博覧会に由来する祝祭・勸業地区であり、現在は文教地区の意味合いも強化されている。現在でも岡崎公園一帯には、動物園、美術館、図書館、

ホールなどの公共施設が立地し、また、平安神宮がその中心で象徴的な役割を担っている。

また、地区の端々には古代の六勝寺^{りくしょうじ}の基壇跡などもみられ、また発掘調査においても各種の遺構が検出されている。そうした点で、反復的大規模土地利用がもっとも特徴的に行われていた地域としても理解できる。

③琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

琵琶湖疏水・白川沿岸エリアは、疏水の水を動力とした水車動力や舟運、工業用水などに疏水の水が多彩に利用してきた場所で、現在も旧疏水利用生業施設などが立地する地域である。

特に水車動力の利用面では、精米、製麦、製材、伸銅などさまざまな生業への展開がなされ、南禅寺界限とは大きく異なった水利用がおこなわれていた地域として理解することができる。水車を用いなくなった現在でも一連の生業が同地に継承されていることは、地域の記憶として重要である。

5. 文化的景観の特性

(1) 自然的特性

○東山山麓の白川扇状地

京都岡崎の文化的景観の基層となるものは、白川がつくりだす扇状地形の地形・地質である。花崗岩質の比叡平を水源とする白川が東山山麓を流れ、扇状地を形成し、水の流れに沿って北東から南西へと緩やかに傾く微地形を形成する。鴨川と東山に挟まれた鴨東地域一帯の中でも、東山西麓で最大規模の平坦地が形成されており、豊富な水環境と相まって京都近郊の鴨東地域のなかでも大規模開発を誘発しやすい土地となる。

○白川（自然河川）と琵琶湖疏水（人工水系）が織りなす水脈

白川扇状地である原地形に琵琶湖疏水の開発という近代の大規模土地改変が加わることで、自然水系と人工水系が織りなす水脈が形成される。その結果、水の豊富な自然と共生する都市へと生まれ変わった。

○都市の中の生態系

疏水の水を利用した園池に琵琶湖の魚類相が運び込まれ、現在の琵琶湖ではみられなくなった生態系を維持してきた。東山山麓の南禅寺界限の庭園群では、アカマツ林を中心とする二次林の植生を転写するように、アカマツを植え東山を借景した。庭園は緑のネットワークを形成して動植物の生息環境として機能し、都市の中で育まれた二次的自然として生態系が育まれている。

(2) 歴史的特性

○副都心と大規模空地の反復（土地利用）

古代から現代に至るまで、「洛中」都心部の隆盛と衰退と連動して都市化と農村化の反復

しつつ、時代に応じて京都が求める都市機能を補完し続けてきた土地である。古代には、六勝寺と白河街区など院政期の条坊制の大規模開発が行われ、格子状街区と園池式伽藍^{えんちしきがらん}が造成、建立された。中世以降、白河は次第に衰退し、応仁の乱などを経て畑地化し、茶や蕪、大根などの生産がおこなわれるようになった。幕末には藩邸が増加したが、明治維新を経て近代になると藩の解体とともに姿を消すこととなる。近代には都市再生策として琵琶湖疏水の開削や記念祭・博覧会の開催を契機に文教地区が形成され、近代の京都を象徴する地域へとなっていった。

○白河街区と近代都市計画の重層（街区形状）

平安院政期には、平安京の条坊を延長して白河街区が形成され、院御所^{いんのごしょ}や六勝寺が造営された。六勝寺を代表する法勝寺は広大な園池を有していたが、これは白川が形成した扇状地の地質と水によって園池が形成しやすい自然条件があったことを示している。応仁の乱後廃絶した六勝寺の跡地は、岡崎村をはじめとする都市の近郊農村と化すが、扇状地の上に引かれた条坊制の街路パターンは、その後の農業的土地利用の前提条件として作用し、近代における大規模開発につながった。

（3）生活・生業的特性

○白川・琵琶湖疏水の水利利用

琵琶湖疏水開削以前は、白川から供給される水を基本とした水利利用が行われていた。それらは、法勝寺や院御所への園池式庭園、岡崎村・聖護院村^{しょうごいんむら}の畑作の灌漑用水、二条川東の新地開発の排水路などである。

琵琶湖疏水の開削により、水利利用形態は多様化し、地域に新たな庭園文化をもたらすとともに、工業利用によって地域の近代化を推し進める原動力ともなった。水利利用形態として、水車利用（水車による伸銅、精米、製粉等）、水力発電（蹴上発電所及び夷川発電所）、庭園への水利利用（疏水を利用した南禅寺界隈の別邸群の形成）、親水利利用（船溜等における水泳、観光船の運行など）、舟運（流通往来）をあげることができる。こうした多目的な水利利用は多様な産業と景観を生み出した。

（4）本質的な価値

平安京・京都を支えるヒンターランド（後背地）として、首都機能を補完し続けてきた地域であり、その価値は次の3点に集約される。

価値Ⅰ 景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性

京都岡崎という地域は、平安京・京都を「支える」ヒンターランドであり、首都機能を補完する地域として位置づけられる。

平安時代には東山山荘や白河殿などの多くの別業が営まれた。8世紀中葉頃には別荘は寺院へと転換され、東山山麓の景勝地には禅林寺^{ぜんりんじ}（永観堂^{えいかんどう}）などに代表される寺院が造営される。さらに11世紀になると、法勝寺等の六勝寺に代表される大規模寺院が建立され、

院政期の白河殿とともに副都心としての岡崎という位置づけを確立した。

さらに、鎌倉時代には、岡崎は東海道の出入口ともなり、交通の要衝としての機能も帯びることとなった。また、正応4年（1291）には南禅寺も創建され、都への入口を防御する役割も担った。

しかし、室町時代になると嵯峨など西方の周縁地域が重視されるようになり、岡崎一帯は都市から農村へと向かう。応仁の乱によりその流れは決定的となり、近郊農村としての性格を帯びることとなった。ただし、東海道の出入口としての交通の要衝という役割は継続しており、東海道を重視した江戸幕府の統治下ではその役割は一層高まった。

また、江戸時代には檀王法林寺だんのうほうりんじの再興（1611）や頂妙寺ちやうみやうじの移転（1673）などによって岡崎一帯は宗教的色彩を高めることとなった。とくに、宝永5年（1708）の京中大火では、焼失した禁裏の南の町々と多数の寺院が岡崎に集団移転し、川東二条地域の寺町が形成されていった。

近郊農村であった岡崎は、幕末の動乱期における彦根・阿波・安芸・越前・加賀等の大規模藩邸の建設により、再び都市的機能を取り戻すこととなった。藩邸は、その後の明治維新、大政奉還によって取り壊されることとなったが、東京奠都以後、琵琶湖疏水の開削、内国勸業博覧会の実施、平安神宮の建設等により、京都の近代化を支える大きな役割を担うこととなった。そのなかでは、疏水を利用した文化や社会経済（生業）の成立、勸業・文教地域としての位置づけなど、現在まで継承される岡崎の社会的、文化的性格も規定されていった。

京都において岡崎は、政治的・社会的中心域との関係のなかで、通史的に有形・無形の文化が形成されてきた。近代に生じたさまざまな変化や潮流もそうした歴史的基盤に即したものであり、「景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性」は古代から現代まで一貫して、京都岡崎という地域に根づく性格であると考えることができる。

価値Ⅱ 白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的な水利用

明治時代の琵琶湖疏水開削以後、岡崎界限では多くの用途に水資源が利用された。まず、疏水園池は庭園という文化的側面に大きな影響を与えた。それぞれの園池において疏水本線、分線及び扇ダム放水路などからの取水が行われ、庭園文化が形成された。こうした疏水園池では琵琶湖由来の生態系の一端を確認することができ、そのなかにはイチモンジタナゴに代表されるような、琵琶湖では既に絶滅したと考えられている種も疏水園池には生息している。したがって、疏水園池は文化的観点からの重要性とともに、生態学的な観点からも現代的な価値を見出すことができる。

他方で、琵琶湖疏水に由来する水資源を生業に利用し、多くの生業が成立した。疏水の水を動力として水車を動かし、製麦や精米、伸銅、製材などの産業を形成した。大正から昭和戦前期の地域経済において、これらの諸産業は大きな役割を果たした。

なお、疏水は発電にも用いられた。夷川発電所および蹴上発電所における水力発電、生

業にかかる動力の転換，また社会的環境変化のなかで大きな役割を果たした。

このように白川・琵琶湖疏水による水資源は複合的に利用されてきたが，その「持続的・複合的水利用」は岡崎の文化的景観を形成する象徴的な側面といえる。

価値Ⅲ 反復的大規模土地利用によって生まれた地域構造

岡崎地域は都市的性格と農村的性格を歴史的に繰り返してきた。そうしたなかで，都市的性格へと転換するにあたり，それぞれの段階において大規模開発が行われてきた。古代における別業の開発や六勝寺の建立，江戸時代における川東二条かわひがしにじょうの寺町の形成，幕末期の大規模藩邸の建設，近代の琵琶湖疏水開削や第4回内国勸業博覧会開催に伴う会場開発，さらには内国勸業博覧会後の跡地利用としての岡崎公園（及び文教施設）の建設などがこれにあたる。

都市化と農村化の反復のなかで，大規模な土地利用が繰り返される過程は，古代を中心とした寺院跡のうえに，近代に由来する多くの構成要素が立地する地域の構成に刻まれていると理解できよう。

6. 文化的景観保存計画

(1) 保存計画策定の目的

東・北・西の三方を山に囲まれた京都は，平安建都以来，政治都市，商工業都市，宗教都市，観光都市，文教都市等，様々な機能を複合的に有する都市として，1200年以上にわたって発展，変化してきた。一方で，都での生活や生業はその中心となる都市域だけで成り立っていたのではなく，周縁の農山村が都に向けた素材を生産することで支えられてきた。京都の生活・生業は，この両者の関係性を含みつつ，重層的，複合的な構造を呈しており，京都市全体が，その場所性，重層性，象徴性，一体性を有する文化的景観と捉えられる。

このように，京都はそのすべてが文化的景観であるということの本計画の延長線上に位置づけつつ，今回はその分節構造のひとつである「京都岡崎の文化的景観」に特化し，価値調査及び保存計画策定を実施した。今後はこの岡崎地域を足掛かりに，京都市全域の多様な景観地を対象に取組を進めていく予定である。

なお，岡崎地域は，京都市内においても琵琶湖疏水の水利用を中心として良質な近代都市景観を形成している。しかしながら，一方では対象地の中心に位置する岡崎公園の改修計画が進みつつあり，その計画を進める前提として地域の価値を検討し，踏まえることが適切と考え，京都市域の中でも優先的に取組を進めた。

本計画は，この文化的景観価値を将来にわたって継承することを目的としたものであると同時に，将来的な京都全体の文化的景観の継承に向けた取組の橋頭保とする役割を期待するものと位置付ける。今回はその分節構造の一つである「京都岡崎の文化的景観」の保存計画を策定し，保全に取り組む。

(2) 目指すべき将来像

文化的景観の価値に鑑み、市民と行政がともに共有し、実現を目指すべき京都岡崎の文化的景観の将来像として、以下の3点を目標とする。

景勝ヒンターランドとして京都を支えるものでありつづけた基本的骨格の継承

東山山麓という場所性や東山への眺望、また、古代から現在まで岡崎地域に根付いてきた平安京・京都を支える地域としての土地利用や街路など、景勝ヒンターランドとして京都を支えるものであり続けた基本的骨格を継承する（価値Ⅰ：「継承ヒンターランドとしての場所性・象徴性」に依拠）。

岡崎独特の人と水との関係の持続と再生

疏水園池への水利用のネットワークや琵琶湖疏水を利用した生業といった近代に形成された価値のみならず、水辺のオープンスペースといった新たな価値も積極的に評価し、保全を図ることで、岡崎独特の人と水との関係を持続・再生させる（価値Ⅱ「白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用」に依拠）。

文化・芸術の拠点、祝祭空間としての性格の強化

関連部局と調整を図りながら、有形文化財として継承すべき施設は保存し、その他の公共施設や外部空間は歴史性や統一感に考慮した整備をおこなうことで、文化・芸術の拠点、また祝祭空間としての性格を強化する（価値Ⅲ「反復的大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間」に依拠）。

(3) 文化的景観の保護の手法

目指すべき将来像を実現するため、本計画では以下の3つの手法で保護を図ることとする。

I 核となる文化遺産の保護

『京都岡崎の文化的景観調査報告書』の中で、京都岡崎の文化的景観全体の価値を表出する有形の要素として示された景観構成要素を「核となる文化遺産」として位置付け、保存、修理、公開等を通じて保護を図る。

さらに、その中から特に保護の対象とすべきものを「重要な構成要素」として特定し、文化的景観の文脈での保護を進める。

II 文化的景観の継承に向けた規制・誘導

京都岡崎の文化的景観として価値を見出されたエリア全体について、その価値を守り、

より良いものへと導いていく必要がある。そのため、平成24年～平成37年における京都市都市計画マスタープランの中に文化的景観を位置付けた。

また、京都市景観計画を変更し、京都岡崎の文化的景観を位置付け、文化的景観の価値に沿った景観誘導を図っていく。

Ⅲ 関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進

I・IIの手法で守るべき京都岡崎の文化的景観の価値は、その価値をつくり上げてきた人々の営み、その中で育まれた技術や文化、コミュニティの仕組みなどにより成り立っているものである。よって、文化的景観の価値を共有するため、地域住民への価値の周知やまちづくりの働きかけ、来訪者へのガイダンス施設やサインの整備、庁内関連部局との調整・連携等に取り組んでいく。

(4) 土地利用及び行為規制

文化的景観のエリアと位置付けた区域は、全域が京都市都市計画区域に含まれる。南禅寺界限（歴史的風土特別保存地区）は市街化調整区域に、その他は全て市街化区域に含まれる。これらのエリアではすでに文化財保護法、都市計画法、建築基準法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、消防法などにに基づき、一定規模の開発行為や建築物・工作物の行為規制が定められている。

重要文化的景観については、景観法等に基づき文化的景観の保存のために必要な規制を定めることとされているが、岡崎地域の場合はずでに京都市景観計画等において風致地区又は景観地区として規制を行っており、文化的景観の保護のための現時点における新たな措置は不要である。ただし、重要文化的景観の選定申出範囲については、風致地区・景観地区における許可・認定の際に文化的景観の価値を踏まえて創造的な景観形成となるよう取組を進める。

岡崎公園一帯において、平成23年3月に策定された「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる「優れた都市計画・環境の将来への保全継承」「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」「更なる賑わいの創出」を図るため、用地地域を変更するとともに、特別用途地区及び地区計画が定められた。また、併せて、景観計画を変更し、同地域を「岡崎公園地区特別修景地域」に指定することにより、岡崎地域における広々とした空間の保全、継承が図られている。

(5) 重要な構成要素

○重要な構成要素の特定

京都岡崎の文化的景観の価値を構成するすべての景観構成要素の中から、岡崎の骨格を示す要素である公共物件のほとんどを「重要な構成要素」として特定した。ただし、建造物としての歴史的価値や学術的価値が確定するには一定の時間の経過が必要であるため、

主に岡崎公園内の築年数の新しい建造物、もしくは改修中の建造物は重要な構成要素の対象から外した。

また、その価値が市民に対して自明なものとなっている文化財指定・登録物件、景観法等による指定物件（景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等）、京都市独自の取組みである「京都を彩る建物や庭園」に選定されている物件、白川・疏水水系を構成する主要な水路を、重要な構成要素の候補と位置付け、同意が得られたものを特定した。

なお、岡崎公園エリアの各敷地は、上部に建つ建造物の築年数などに関わらず、古代以来の大規模な方格状区画のあり方や、開放的な敷地構成など、通底する価値を持っている。よって、単体ではなく「岡崎街区」として面的に特定し、一体としてその価値を保護していく。

○重要な構成要素の取扱基準

文化財保護法第136条（滅失又はき損）及び第139条（現状変更等の届出等）、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」に基づき、重要な構成要素に現状変更等が生じた場合には、所有者等は京都市文化財保護課と協議し、文化庁長官に対して届出・報告を行うことになっている。ただし、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置、他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合や、保存への影響が軽微である場合は、現状変更の届出を要しない。

なお、国、京都府、京都市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定等を受けているものについては、既指定等の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し、あわせて文化的景観の価値観点から届出をおこなうものとする。

重要な構成要素として特定した各要素については、現状変更等の取り扱い基準を、「保存事項」（変更する際に届出を要する事項）、「協議・検討事項」（変更する際に事前協議を行う事項）、「日常的管理事項」（特に事前協議を要しない事項）の3段階に整理した。

○今後の方向性

重要な構成要素の所有者や管理者の誇りを高め、今後の継承に結び付けられるよう、特定証とプレートを交付する。プレートはできるだけ街路から見える場所に設置してもらい、来訪者等にも価値を発信できるものとする

景観計画における重要文化的景観エリアでの認定（景観地区）・許可（風致地区）の際には、核となる文化遺産の周辺における行為について、それぞれの文化遺産への配慮を求める指導に努める。

また、今回、重要な構成要素に特定できなかった景観的な構成要素についても、重要文化的景観選定後の取組の中で随時同意取得に努め、追加をおこなっていく。

なお、重要な構成要素に特定した建造物等のうち、岡崎の文化的景観の価値を形成する白川・琵琶湖疏水の水系に供する敷地等については、今後「重要な家屋」に特定すること

を検討し、水系の保全を目指していく。

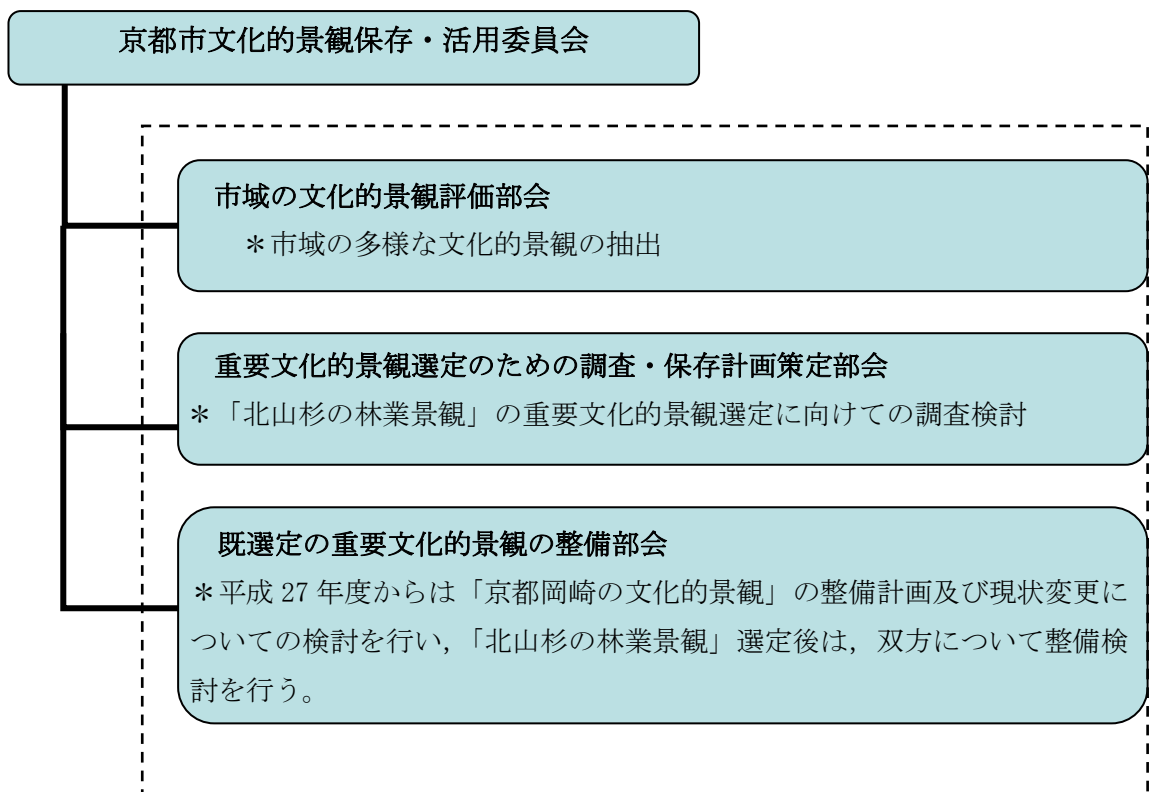
(6) 今後の取組みと運営・管理体制の方針

本計画で詳述しているように、京都岡崎の文化的景観の保全は、①核となる文化遺産の保護、②文化的景観の継承に向けた規制・誘導、③関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進、の3つの手法を、選定範囲内のエリアの特性に合わせ、織り交ぜて運用していく。

そのため、文化的景観担当部局（文化財保護課等）は、選定範囲内に施設を所管する部局との連携を図り、庁内における協議体制を整えるとともに、住民組織や景観保全のための組織と連携して普及啓発等を推進する。また、都市計画部局の窓口には重要な構成要素の個票を設置し、文化的景観に配慮した指導を徹底していく。

整備及び現状変更等の扱いについては、京都市の条例設置による有識者の委員会＝「京都市文化的景観保存・活用委員会」を設立し、意見を聴く。同委員会は部会制を敷き、部会3において、既選定の重要文化的景観（京都岡崎の文化的景観）の整備及び現状変更について検討する委員会を置く予定である。

(⇒下図参照)



* 点線内は、委託事業として運用する予定である。

また、各エリアごとの取組みと運営・管理体制の方針は次のとおりである。

琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

琵琶湖疏水・白川沿岸エリアは、京都市上下水道局が管理する琵琶湖疏水施設と一級河川である白川の水系が主たる要素となっている。このため、関係機関・部署と連携をし、重要な構成要素の保護及び整備を図っていく。

また、白川沿岸においては、親水空間の保全や水車の歴史を掘り起こしている市民組織等と連携し、普及啓発事業を実施する。

南禅寺・別邸群エリア

南禅寺・別邸群エリアは、琵琶湖疏水の水系を利用した庭園群がつくられることで独特の環境が形成されているため、庭園をつなぐ水路網を維持することが同エリアの文化的景観の維持につながる。また、別邸群が連なる通り景観を維持するために生垣、塀などの要素を保全することも重要である。琵琶湖疏水水系は公有の水路の他、民間所有地にも分布している。また、生垣や塀の維持は所有者の負担によっており、南禅寺・別邸群エリアの所有者の協力を得ることが不可欠である。

このため南禅寺・別邸群エリアの所有者によって構成される「南禅寺地域の環境を守る会」と連携して普及啓発事業を進め、南禅寺界限エリアにおける水系の維持や通り景観の保護のためのルールづくりを目指す。

岡崎公園エリア

岡崎公園エリアでは、国、京都府、京都市の公共施設、文化に寄与する民間の施設が大きな役割を果たしている。主たる施設・機関が参加する「岡崎魅力づくり推進協議会」は、岡崎公園におけるイベント等のエリアマネジメントを実施し、歴史的環境を保全しながら、にぎわいの創出を図っている。よって、「岡崎魅力づくり推進協議会」と連携し、文化的景観の価値を市民に伝える普及啓発事業を実施する。

また、京都市では「岡崎活性化ビジョン」を策定し、岡崎公園における公共施設群の整備事業を進めている。文化的景観担当部署と庁内の岡崎公園の各関連部署との連携を図り、文化的景観の価値に配慮しながら「岡崎活性化ビジョン」に基づく整備を進めていく。

7. その他参考となる事項

京都市景観計画における文化的景観の位置づけ

京都の景観特性として、京都の景観そのものが文化的景観であると位置付け、その継承に関する基本的な方針を定めるため、京都市景観計画の変更を行った。(平成26年7月)

また、重要文化的景観選定申出範囲に該当する風致地区(東山風致地区)や景観地区(岸辺型美観地区・岡崎疏水、歴史的町並み地区・白川)における景観形成に関する方針の中

に，文化的景観としての特性・価値について示し，その価値を損なうことのないよう取組を進める。